

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 3 号

## 川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条中「の種別割」を削る。

第62条第1項中「、3輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下軽自動車税について同じ。）に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって」を削り、「第442条第3号」を「第442条第1号」に、「当該軽自動車等の」を「その」に改め、「種別割によって」を削る。

第63条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第63条の2から第63条の7までを削る。

第64条の見出し、同条第1項、第65条（見出しを含む。）、第66条の見出し、同条第1項及び第67条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第69条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「必要ある」を「必要がある」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項及び第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第70条の見出し及び第71条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第14項の前の見出し及び同項から附則第22項までを削る。

附則第23項（見出しを含む。）中「の種別割」を削り、同項を附則第14項とする。

附則第24項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（特別土地保有税の課税の停止）」を付し、附則第25項を附則第16項とし、附則第26項から附則第33項までを9項ずつ繰り上げる。

附則第 3 4 項の前の見出しを削り、同項中「の種別割」を削り、同項を附則第 2 5 項とし、同項の前に見出しとして「（令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の税率の特例）」を付する。

附則第 3 5 項中「法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第 2 6 項とし、附則第 3 6 項を附則第 2 7 項とする。

附則第 3 7 項の前の見出しを削り、同項中「の種別割」を削り、「附則第 3 4 項」を「附則第 2 5 項」に改め、同項を附則第 2 8 項とし、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の賦課徴収の特例）」を付する。

附則第 3 8 項中「の種別割」を削り、同項を附則第 2 9 項とする。

附則第 3 9 項中「の種別割」を削り、同項を附則第 3 0 項とし、附則第 4 0 項を附則第 3 1 項とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正）

5 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（平成 2 1 年川崎市条例第 7 号）の一部を次

のように改正する。

題名及び本則中「の種別割」を削る。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「の種別割」を削り、「平成29年川崎市条例第11号)第2条の規定」を「令和8年川崎市条例第23号)」に、「平成31年新条例」を「令和8年新条例」に、「附則第20項」を「附則第14項」に改める。

附則第8項中「の種別割」を削り、「平成31年新条例附則第20項」を「令和8年新条例附則第14項」に改める。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の川崎市市税条例の一部を改正する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。